



資料編

答申書

平成29年2月23日

安平町長 潑 孝様

安平町未来創生委員会
委員長 小林正道

第2次安平町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について（答申）

平成28年1月22日付け安企財第2804号で本委員会に諮問されました第2次安平町総合計画基本構想・基本計画の策定について、調査審議いたしましたので、安平町未来創生委員会条例第2条の規定に基づき、別冊のとおり答申します。

なお、答申するに当たり、当委員会で設定したまちづくりの将来像の実現と、人口減少社会に対応した総合的かつ計画的な行財政運営の推進を望むものとし、これまで討議を重ねてきました結果を踏まえ、次のとおり当委員会としての意見を付します。

記

1. 総合計画基本構想及び前期基本計画の推進全般に関すること。

- (1) 人口減少社会という厳しい社会情勢の中、町民協議に基づき設定した将来像を実現していくためには、町民や事業者、行政など多様な主体が一体となって施策に取り組むことが重要であり、特に地域課題を移住対策と絡めて戦略的に解決していく「重点プロジェクト」の実施については、行政・住民の相互に推進体制を構築した上で、積極的に展開されることを希望する。
- (2) 成果指標に基づいて、施策・事務事業の実施状況を評価、検証し、改善に結びつけていくP D C Aサイクルによる進捗管理を確実に行うため、早期に体制と仕組みづくりを確立していただきたい。なお、前期基本計画で設定した成果指標には、各基本施策で設定された「施策の方向性」との対応関係が不明な項目があることから、中期基本計画の策定において見直しを検討いただきたい。
- (3) 今回答申した計画書は、その全文を住民が短時間に読むことが困難であることから、町民周知にあたっては、計画内容をわかりやすく表現した「ダイジェスト版」を作成することを希望する。また、当町の政策・施策を町外者へ積極的にPRする観点から、ホームページ等への掲載においては、記載内容の図式化など、閲覧者への配慮策を講じていただきたい。

2. 重点プロジェクト及び政策分野における個別の意見

- (1) 重点プロジェクトについては、個別の施策を有機的に連動させることで地域課題の解決と移住対策を同時に達成するものであり、具体策の企画立案では、役場組織内の横断的な対応が求められることから、その推進体制を早期に確立いただきたい。
- (2) 協働のまちづくりの推進の観点から、地域課題の解決者として、現に町内で活動するボランティア、N P O法人、各種団体、企業、町民などを積極的に活用する事業展開としていただきたい。

- (3) 若者や子育て世代に選ばれるまちの実現には、これらの世代が安心で安全なまちであると実感できるサービスの充実が不可欠であることから、心身ともに健康な子どもに対する施策だけではなく、病児病後児保育の体制構築や発達に遅れがみられる子どもへのケアなど、きめ細かな施策を検討いただきたい。
- (4) 将来にわたり追分高等学校を存続させるためには、その前段で、同校が当町のまちづくりでのような位置づけと機能を持ち、今後どのような学校としていくべきなのかという方向性を町民とともに共通認識していくことが重要であり、今までにその議論を行う時期にあると認識するものである。
- (5) 担い手不足と役員の高齢化などの課題を抱え、自治会、町内会等の活動は、極めて厳しい現状にあり、近い将来、金銭面や行政による人的なサポートなどの支援策だけでは、危機的な状況に陥る不安感がある。地域住民間のつながりがあって、はじめて「住み続けられるまち」が実現できるということを地域全体で共有し、各種町内団体を有機的にネットワーク化する取組みを検討いただきたい。
- (6) 農商工観光の各施策では、「誰が何をどのように」という具体策が成果指標から読み取れず、その実効性が担保されていないものが存在することから、中期基本計画の策定に向けて、施策内容を深化させる必要がある。
- (7) フットパスや森林セラピー、木育など森林資源の活用策の検討とともに、森林資源が果たす二酸化炭素の吸収効果に着目した町民の森林保全意識の醸成に取り組んでいただきたい。
- (8) 当町は、都市と比較し「健康寿命延伸事業」など手厚い取組みがなされている。今後もあらゆる年代の町民が人として健やかな生活を維持していくにはどのような施策が必要かということを追究していただきたい。
- (9) 商工振興で検討されているポイントシステムについては、「消費ポイントが貯まる」、「ポイントを集めて買い物できる」「換金できる」ということにとどまらず、地域通貨の観点から地域コミュニティ活動や健康・福祉活動と連動した、まちづくりへの広がりが生まれる制度となることを期待する。
- (10) 太陽光発電は、再生可能エネルギーとして期待される一方、施設整備に伴う森林伐採や景観阻害を不安視する声が町民まちづくり会議等で寄せられたことから、今後面向け、再生可能エネルギーと景観・環境への配慮のバランスのあり方について検討いただきたい。
- (11) 地域コミュニティの活性化に向けて、町職員も町民の一人であるという認識のもと、町民という立場でもまちづくりに参画することを希望する。
- (12) 健全な行財政運営に向け、合併前に整備した町内で重複する公共施設等の統廃合など施設の合理化に向けた対策を講じていただきたい。
- (13) 全国から寄せられる「ふるさと納税制度」を活用した寄付金と、総合計画で優先政策とした子育て・教育分野を戦略的に結び付けることにより、「集め方」と「使い方」の双方から、将来像の実現に向けて力を入れていることがPRでき、併せて地域産品のPRも期待できる。シティプロモーションの一環として子育て・教育分野へのふるさと納税活用を検討いただきたい。
- (14) 広域連携に関しては、胆振東部に限らず、住民の生活実情を考慮し、特に医療・観光など、千歳市など札幌圏の都市との連携を今後検討いただきたい。

安企財第 2804 号
平成28年 1月22日

安平町未来創生委員会
委員長 小林正道様

安平町長 瀧 孝

第2次安平町総合計画基本構想・基本計画の策定について（諮問）

平成28年度をもって安平町総合計画基本構想・後期基本計画の計画期間が終了するため、平成29年度から平成38年度を計画期間とする第2次安平町総合計画基本構想・基本計画を策定します。

この計画の内容について、安平町未来創生委員会条例第2条第1号の規定に基づき、安平町未来創生委員会の調査審議を賜りたく、諮問いたします。

記

1 計画区分

- (1) 基本構想 平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10年間を展望した基本的な目標の樹立。
- (2) 基本計画 基本構想に基づく前期2か年の分野別の目標と施策の樹立。

2 諮問内容

一般的には素案の作成により諮問を行うべきところであるが、町民が策定段階から参画できるようにすることに努めると規定した安平町まちづくり基本条例の理念にのっとり、未来創生委員会に対する諮問は、策定に係る全ての過程を包括し行うものとする。

